

## 要回国的各位外国人

加入年金6 个月以上的人可领取退出补助费。

(注) 曾与日本缔结年金通算协议国家[到 2007 年 1 月为止, 与德国、美国、比利时缔约。现在正在为与法国及加拿大的缔约生效而作准备。另外, 和澳大利亚、荷兰正在谈判中。有关最新的协议缔结情况, 请向社会保险厅的主页确认。]的年金加入者, 在一定条件下, 领取日本及协议国家的年金时, 有可能可以将此段加入年金的期间计算在内。但需注意的是, 此时如果领取一次性退出补助费, 就不能将这段间计算在内。

## 日本から出国される外国人のみなさまへ

年金に6 か月以上加入されていた方は、脱退一時金が受けられます。

(注) 日本と年金通算の協定を締結している相手国[平成 19 年 1 月現在、ドイツ、アメリカ及びベルギー。現在、フランス及びカナダと発効に向け準備中。また、オーストラリア、オランダについては現在交渉中。最新の協定締結状況は、社会保险厅のホームページでご確認ください。]の年金加入期間のある方につきましては、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなりますので、注意が必要です。

**社会保険庁**  
**社会保険庁**

<http://www.sia.go.jp/>

# Japanese 日本語

脱退一時金は原則として以下の4つの条件にすべてあてはまる方が国民年金、厚生年金保険又は共済組合の被保険者資格を喪失し、日本を出国後2年以内に請求されたときに支給されます。

- ① 日本国籍を有していない方
- ② 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある方
- ③ 日本に住所を有していない方
- ④ 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことの無い方

## 提出書類

「脱退一時金裁定請求書(国民年金／厚生年金保険)」

## 添付書類

- ① パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)
- ② 「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください。)
- ③ 年金手帳

## ご注意

- \* 脱退一時金を受け取った場合、その該当する期間は年金の加入期間でなかったこととなります。  
また、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方につきましては、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなりますので、ご注意ください。
- \* 請求者が脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合、請求者の死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が代わりに給付を受けることができます。(本人が死亡前に請求書を提出している場合のみ該当します。)
- \* 国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の場合は、支給の際に、20%の所得税が源泉徴収されます。
- \* 所得税は税務署に還付申告できます。帰国前に管轄の税務署（日本を出国する直前に外国人登録をしていた住所を管轄する税務署）へ「納税管理人の届出書」（各税務署に備え付けてあります）を提出し納税管理人を指定します。納税管理人の資格は「日本に居住していること」以外に特にありません。「納税管理人の届出書」を提出しないで日本から出国した場合は、還付申告時に「納税管理人の届出書」を提出してください。
- \* 脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を納税管理人に送付してください。納税管理人は本人に代わって還付申告します。

# 中文

**凡全部符合以下 4 项条件的申请者，将丧失国民年金或厚生年金以及共济组合被保险人资格，在出国后 2 年以内提出申请时，原则上可以支付给退出补助费。**

- ① 没有日本国籍者
- ② 属于国民年金第 1 号被保险者的保险费缴纳完毕期间的月数和相当于保险费四分之一免除期间月数的四分之三的月数、相当于保险费半价免除期间月数的二分之一的月数以及和相当于保险费四分之三免除期间月数的四分之一加在一起的总月数，或者厚生年金保险的被保险者期间的月数在 6 个月以上者
- ③ 在日本没有住址者  
(只限于 1994 年 11 月 9 日以后，有在留资格并住在日本，其后离开日本的人)
- ④ 未曾领取过年金(含伤病残疾补贴)者

## 提交材料

「退出补助费裁定申请书」(国民年金／厚生年金保险)

## 附添材料

- ① 请附加护照的复印件(可确认您离开日本的最末年月日、姓名、出生年月日、国籍、署名、在留资格的页面)。
- ② 能确认「银行名」、「分行名」、「分行所在地」、「帐户号码」以及「申请人本人的帐户名义」的材料(银行发行的证明书等。或者，「银行帐号证明印章」一栏中盖上银行证明印章。)
- ③ 请附加年金手册。

## 注意

- \* 领取退出补助费以后，与该金额相当的期间就不再为年金加入期间。  
另外，曾与日本缔结年金通算协议国家的加入年金者，在一定条件下，领取日本及协议国家的年金时，有可能可以将此段加入年金的期间计算在内。但要注意的是，此时如果领取一次性退出补助费，就不能将这段时间计算在内。
- \* 申请者在未领取一次性退出补助费而死亡时、同申请者生前一同居住生活的配偶、儿女、父母、孙子、祖母以及兄弟姐妹可代为领取。(仅限于本人在死亡前提出了申请者)
- \* 国民年金的退出补助费不征收所得税，但是，厚生年金保险在支付时要征收 20% 的所得税。
- \* 所得税可以在税务署通过申报方式要求退还。应在回国之前向所管辖税务署(在离开日本国境之前进行了外国人登录地区的管辖税务署)提交「纳税管理人申请书」(各税务署内备有表格)，指定纳税管理人。纳税管理人的资格为「在日本居住者」，此外没有特别规定。如果没有提交「纳税管理人申请书」便出境的话，请在申报退还时提交「纳税管理人申请书」。
- \* 在汇寄退出补助费的同时，寄送「退出补助费支付决定通知书」，请将其原本交给纳税管理人。由纳税管理人代替本人办理退还申报。

## 国民年金被保険者の受給金額

外国籍の方が、日本出国後に脱退一時金を請求することができます。

第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と  
保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、  
保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、  
保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数  
を合計した月数が6か月以上あって、年金等の受給権が発生していない方が対象になります。  
最後に国民年金の被保険者の資格を喪失したとき(日本国内に住所を有しなくなった日)から  
2年以内に請求してください。

### 受給額

最後に保険料を納付した月により、受給金額は以下のとおりとなります。

- ◇ 最後に保険料を納付した月が平成19年度に属する場合と平成19年3月以前の場合の受給金額は、こちらの表のとおりとなります。

対象月数	脱退一時金額				
	平成19年4月から平成20年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成18年4月から平成19年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成17年4月から平成18年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成12年4月から平成17年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成12年3月以前の保険料納付済期間のみ有する場合の受給金額
6月以上12月未満	42,300円	41,580円	40,740円	39,900円	35,100円
12月以上18月未満	84,600円	83,160円	81,480円	79,800円	70,200円
18月以上24月未満	126,900円	124,740円	122,220円	119,700円	105,300円
24月以上30月未満	169,200円	166,320円	162,960円	159,600円	140,400円
30月以上36月未満	211,500円	207,900円	203,700円	199,500円	175,500円
36月以上	253,800円	249,480円	244,440円	239,400円	210,600円

- ◇ 最後に保険料を納付した月が平成20年度以降に属する場合の受給金額は次のように計算されます。

$$\text{受給額} = \text{平成17年度の脱退一時金額(上表)} \times \frac{\text{当該年度の保険料月額}}{\text{平成17年度の保険料月額}}$$

※ 保険料額は、平成16年度の13,300円を基準として、平成17年度以降、毎年280円(16年価格)ずつ引き上げられます。

## 国民年金被保险者的领取金额

外国人在离开日本后可以申请退出补助费。

属于第 1 号被保险者的保险费缴纳完毕期间的月数和  
相当于保险费四分之一免除期间月数的四分之三的月数、  
相当于保险费半价免除期间月数的二分之一的月数  
以及和相当于保险费四分之三免除期间月数的四分之一加在一起后的总月数，  
在 6 个月以上，且没有领取年金等权利的外国人为对象。  
请在最后丧失国民年金的被保险者的资格(在日本国内没有住址日)开始，2 年内申请。

### 领取金额

根据最后缴纳保险费的月份，可以领取的金额如下。

◇ 如果最后缴纳保险费的月份在 2007 年度和在 2007 年 3 月以前场合，可以领取的金额如下表。

对象月数	退出补助费				
	2007 年 4 月到 2008 年 3 月之间 保险费缴纳完毕 可以领取的金额	2006 年 4 月到 2007 年 3 月之间 保险费缴纳完毕 可以领取的金额	2005 年 4 月到 2006 年 3 月之间 保险费缴纳完毕 可以领取的金额	2000 年 4 月到 2005 年 3 月之间 保险费缴纳完毕 可以领取的金额	2000 年 3 月以前 保险费缴纳完毕 可以领取的金额
6 个月以上 12 个月未 满	42,300 日元	41,580 日元	40,740 日元	39,900 日元	35,100 日元
12 个月以上 18 个月未 满	84,600 日元	83,160 日元	81,480 日元	79,800 日元	70,200 日元
18 个月以上 24 个月未 满	126,900 日元	124,740 日元	122,220 日元	119,700 日元	105,300 日元
24 个月以上 30 个月未 满	169,200 日元	166,320 日元	162,960 日元	159,600 日元	140,400 日元
30 个月以上 36 个月未 满	211,500 日元	207,900 日元	203,700 日元	199,500 日元	175,500 日元
36 个月以上	253,800 日元	249,480 日元	244,440 日元	239,400 日元	210,600 日元

◇ 最后缴纳保险费的月份在 2008 年度以后可领取的金额如下计算。

$$\text{领取金额} = 2005 \text{ 年的退出补助费(上表)} \times \frac{\text{该年度各月的保险费金额}}{\text{2005 年度各月的保险费金额}}$$

※ 保险费金额以 2004 年度的 13,300 日元为基准，从 2005 年 4 月以后每年平均上涨 280 日元(2004 年价额)。

## 厚生年金保険被保険者の受給金額

外国籍の方が、日本出国後に脱退一時金を請求することができます。脱退一時金は厚生年金保険の保険料を6か月以上支払い、年金等の受給権が発生していない方が対象になります。最後に国民年金の被保険者の資格を喪失したとき(日本国内に住所を有しなくなった日)から2年以内に請求してください。

### 受給金額

脱退一時金は、被保険者期間に応じて、以下のとおり計算されます。この給付は、課税の対象となります。(2ページ目参照)

#### ◇ 計算式

$$\text{脱退一時金額} = \text{平均標準報酬額}^{***} \times \text{支給率}^*$$

\*厚生年金保険の被保険者期間に応じた支給率は次の表のとおりです。

厚年被保険者期間月数	最終月が平成17年9月から平成18年8月の場合の率	最終月が平成18年9月から平成19年8月の場合の率	最終月が平成19年9月から平成20年8月の場合の率
6月以上12月未満	0.4	0.4	0.4
12月以上18月未満	0.8	0.9	0.9
18月以上24月未満	1.3	1.3	1.3
24月以上30月未満	1.7	1.7	1.8
30月以上36月未満	2.1	2.1	2.2
36月以上	2.5	2.6	2.6

#### 【参考】平成17年4月以降の厚生年金保険の被保険者期間がある方の計算式について

$$\text{脱退一時金額} = \text{平均標準報酬額}^{***} \times \text{支給率} \{ (\text{保険料率}^{****} \times 1/2) \times \text{被保険者期間月数に応じた数}^{**} \}$$

\*\*被保険者期間月数に応じた数については次のとおりです。

厚年被保険者期間月数	支給率計算に用いる数
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上	36

#### \*\*\*平均標準報酬額

#### ◇ 厚生年金保険被保険者期間の全部が平成15年4月以後の方

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

#### ◇ 厚生年金保険被保険者期間の全部又は一部が平成15年3月以前の方

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年3月以前の被保険者期間の各月の標準報酬月額} \times 1.3 + \text{平成15年4月以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

#### \*\*\*\*保険料率

最終月が1月～8月の場合、前々年10月時点の保険料率になります。

最終月が9月～12月の場合、前年10月時点の保険料率になります。

※ 保険料率は、平成15年10月時点の13.58%を基準として、平成16年10月以降、毎年0.354%ずつ引き上げられます。

## 厚生年金保险被保险者的领取金额

外国人在离开日本后可以领取退出补助金。对象为，缴纳了6个月以上的厚生年金保险保险费，没有领取年金等权利的外国人。

请在最后丧失国民年金的被保险者的资格(在日本国内没有住址日)开始，2年内申请。

### 领取金额

根据被保险者期间，退出补助费按照以下公式计算。该项退出补助费要缴税。(请参照第2页)

#### ◇ 计算公式

退出补助费 = 平均工资报酬额\*\*\* × 支付率\*

\*根据厚生年金保险的  
被保险者期间的  
支付率，如下表计算。

厚生被保险者期间 月数	最后一个月在 2005年9月～ 2006年8月时的 比率	最后一个月在 2006年9月～ 2007年8月时的 比率	最后一个月在 2007年9月～ 2008年8月时的 比率
6个月以上12个月	0.4	0.4	0.4
12个月以上18个月	0.8	0.9	0.9
18个月以上24个月	1.3	1.3	1.3
24个月以上30个月	1.7	1.7	1.8
30个月以上36个月	2.1	2.1	2.2
36个月以上	2.5	2.6	2.6

【参考】有关2005年4月以后厚生年金保险的被保险者期间的计算公式。

退出补助费 = 平均标准报酬额\*\*\*  
× 支付率 [(保险费率\*\*\*\* × 1/2) × 根据被保险者期间月数的数字\*\*]

\*\*根据被保险者期间月数的数字，如  
下表。

厚生被保险者期间月份	支付率计算使用数
6个月以上12个月未 满	6
12个月以上18个月未 满	12
18个月以上24个月未 满	18
24个月以上30个月未 满	24
30个月以上36个月未 满	30
36个月以上	36

\*\*\*平均标准报酬额

#### ◇ 厚生年金保险被保险者期间全部为2003年4月以后的计算方法

平均标准报酬额 = 
$$\frac{\text{被保险者期间各月的标准报酬额月额和标准奖金额的合计}}{\text{全被保险者期间的月数}}$$

#### ◇ 厚生年金保险被保险者期间的全部或部分在2003年3月以前的计算方法

平均标准报酬额 = 
$$\frac{\text{2003年3月以前的被保险者期间 2003年4月以后的被保险者期间内各  
内各月的月标准报酬额} \times 1.3 + \text{月的标准报酬月标准奖金额的合计}}{\text{全被保险者期间的月数}}$$

\*\*\*\*保险费率

最后月份在1月～8月时，为前年10月时的保险费率。

最后月份在9月～12月时，为上一年10月时的保险费率。

※ 保险费率以2003年10月时的13.58%为基准，从2004年10月以后每年平均上涨0.354%。



附件(※如果没有附上①～③的文件等, 就会退还申报。因此请注意不要有遗漏)

添付書類

(※①～③の書類等が添付されていない場合は、請求書をお返しすることになりますので添付もれのないようお願いいたします。)

- ① 请附上护照的复印件(可确认您离开日本最后年月日、姓名、出生年月日、国籍、签名、在留资格的页。)

パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できる頁)を添付してください。

- ② 申请书的「银行帐号证明印章」一栏中盖上银行证明印章, 或提交能确认「银行名」、「分行名」、「分行所在地」、「帐户号码」以及「申请人本人的帐号名义」的材料(银行发行的证明书等)。另外, 如果是日本国内的金融机关, 银行帐号名义必还要有片假名登录。

請求書の「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けるか、「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類を添付してください(銀行が発行した証明書等)。なお、日本国内の金融機関で受ける場合は、口座名義がカタカナで登録されていることが必要です。

- ③ 年金手冊

年金手帳を添付してください。

请填写加入政府的年金制度(厚生年金保険、国民年金、船員保険)的期间。

公的年金制度(厚生年金保険、国民年金、船員保険)に加入していた期間を記入してください。

简历(加入政府年金制度经过) ※请尽量详细、正确地填写。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけくわしく、正確に記入してください。

(1) 事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名 事業所(船舶所有者)名称及船員身份的船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所 事業所(船舶所有者)的所在地或国民年金加入时的地址。	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間 工作期间或国民年金的加入期间	(4) 加入していた年金制度の種別 加入年金制度的类别
		から(开始 ~)  まで(结束 ~)	1 国民年金 国民年金 2 厚生年金保険 厚生年金保険 3 船員保険 船員保険
		から(开始 ~)  まで(结束 ~)	1 国民年金 国民年金 2 厚生年金保険 厚生年金保険 3 船員保険 船員保険
		から(开始 ~)  まで(结束 ~)	1 国民年金 国民年金 2 厚生年金保険 厚生年金保険 3 船員保険 船員保険
		から(开始 ~)  まで(结束 ~)	1 国民年金 国民年金 2 厚生年金保険 厚生年金保険 3 船員保険 船員保険

(注) 国民年金に加入していた期間は、住んでいた住所のみを記入してください。

(注) 加入国民年金的期间只填写居住的地址。

## 填写时的注意事项

务请逐一不漏地填写申请书中 1 至 5 项的内容。  
如遇未填写的情况，会有退回该申请书的情形。

- ① 请以大写英文字母(拼音字母)一项不漏地填写第三项中的申请者姓名、出生年月日和住所以及第四项的退出补助金的汇入帐户。
- ② 请在第五项的“年金手册记载事项”的基础年金号码栏中填写记载于年金手册上的基础年金号码，并在“各制度的记号号码栏”中从新填写到现在为止加入过的年金制度之年金手册的记号号码。
- ③ 请不要填写“社会保险业务中心记入栏”。
- ④ “年金手册的基础年金号码以及年金手册的记号号码”将在日后照会时使用，所以在提交申请书时，务请将该号码记下来作为备忘之用。

## 記入上の注意

請求書の 1～5 については必ず記入してください。

記入のない場合は請求書をお返しする場合があります。

- ① 「3.請求者氏名、生年月日及び住所」及び「4.脱退一時金振込先口座」は、アルファベット大文字で記入漏れのないようお願いします。
- ② 「5.年金手帳の記載事項」の基礎年金番号欄には年金手帳に記載されている基礎年金番号、各制度の記号番号欄には今まで加入したことのある年金制度の年金手帳の記号番号を転記してください。
- ③ 「社会保険業務センター記入欄」は、記入しないでください。
- ④ 「年金手帳の基礎年金番号及び年金手帳の記号番号」は、後日あなたが照会するときを使用しますので、請求書を提出するときは必ず番号を控えておいてください。

---

将其剪下，在提交请求书时贴在信封上。

切り取って請求書送付時の封筒に貼って使用してください。

**AIR MAIL**  
**JAPAN**

Social Insurance Operation Center  
Takaido-nishi 3-5-24, Suginami-ku ,Tokyo 168-8505  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  
社会保険業務センター

TEL.81-3-6700-1165  
(Please speak Japanese.)

将退出补助费向日本国外汇寄时所使用的货币如下。

脱退一時金を日本国外へ送金する際に使用する通貨は次のとおりです。

アイルランド	Ireland	Euro	ユーロ
イギリス	United Kingdom	Pound sterling	イギリス・ポンド
イタリア	Italy	Euro	ユーロ
オーストラリア	Australia	Australian dollar	オーストラリア・ドル
オーストリア	Austria	Euro	ユーロ
オランダ	Netherlands	Euro	ユーロ
カナダ	Canada	Canadian dollar	カナダ・ドル
ギリシャ	Greece	Euro	ユーロ
シンガポール	Singapore	Singapore dollar	シンガポール・ドル
スイス	Switzerland	Swiss franc	スイス・フラン
スウェーデン	Sweden	Krona	スウェーデン・クローネ
スペイン	Spain	Euro	ユーロ
朝鮮民主主義人民共和国	Democratic People's Republic of Korea	YEN	円
デンマーク	Denmark	Danish krone	デンマーク・クローネ
ドイツ	Germany	Euro	ユーロ
ニュージーランド	New Zealand	New Zealand dollar	ニュージーランド・ドル
ノルウェー	Norway	Norwegian krone	ノルウェー・クローネ
フィンランド	Finland	Euro	ユーロ
フランス	France	Euro	ユーロ
ベルギー	Belgium	Euro	ユーロ
ポルトガル	Portugal	Euro	ユーロ
ルクセンブルグ	Luxembourg	Euro	ユーロ
モナコ公国	Monaco	Euro	ユーロ
キューバ	Cuba	Euro	ユーロ
ミャンマー	Myanmar	Pound sterling	イギリス・ポンド
スーダン	Sudan	Pound sterling	イギリス・ポンド
イラン	Iran	Pound sterling	イギリス・ポンド
上記以外の国	上述以外国家	美元	アメリカ・ドル

申請退出補助金時、请记住基础年金号码，因以后照会时要使用该号码。

一時金を請求するときは、基礎年金番号を控えておいてください。後日、あなたが照会するときは、この番号を使用してください。